

## 湘北短期大学奨学制度基本規程

### （目的）

第1条 この基本規程は、学校法人ソニー学園（以下「法人」という。）が定める湘北短期大学学則第40条の2にもとづき、湘北短期大学（以下「本学」という。）に設ける奨学制度（以下「本奨学制度」という。）に関する基本的事項について定める。

### （本奨学制度）

第2条 本奨学制度は、本学の教育理念である「社会でほんとうに役立つ人材の育成」を目的として、本学が本学の学生（以下「学生」という。）を対象に運営する制度であり、学生に対する奨学金・奨励金等の給付、授業料等の減免、学納金の納付に関する便益の供与等をその内容とする。

2. 本奨学制度は、別表に記載のとおりとし、制度毎に細則（以下「各細則」という。）を定める。

3. 本学は、この基本規程及び各細則に基づき、学生に対して、奨学金・奨励金等の給付、授業料等の減免、学納金の納付に関する便益の供与等を行う。

### （各細則に定める事項）

第3条 各細則には、以下の全て又は一部の事項を定める。

- ①本奨学制度の名称
- ②本奨学制度の目的
- ③本奨学制度の募集・選抜条件等
- ④本奨学制度の内容
- ⑤選考方法
- ⑥その他必要な事項

### （奨学金選考委員会）

第4条 本学に奨学金選考委員会を設置する。

2. 奨学金選考委員会は、各細則に定める本奨学制度を適用する学生の選考を行う。

3. 奨学金選考委員会の委員は、学長、学科長、事務局長、教務・学生部長及び学長が指名する者とする。

4. 奨学金選考委員会の委員長は、学長とする。

### （決定）

第5条 本奨学制度に基づく、学生に対する奨学金・奨励金等の給付、授業料等の減免、学納金の納付に関する便益の供与等の決定は、奨学金選考委員会の議を経て、学長が行う。

(決定通知)

第6条 本学は、前条の決定をしたときは、当該決定した学生（入学前の場合は入学予定者）及びその保護者に対して、決定通知を行う。

(決定の取り消し)

第7条 第5条により決定を受けた学生が、次の各号の一に該当したときは、学長は、奨学金選考委員会の議を経て、当該学生に対する奨学金・奨励金等の給付、授業料等の減免、学納金の納付に関する便益の供与等の決定を取り消すことができる。

- ①選考に際して本学に提出された書類その他選考に影響を及ぼす書類の内容に虚偽のあることが判明したとき
- ②本奨学制度の対象期間中に傷病以外の事由による休学または退学の申し出が行われたとき
- ③本学学則第51条による懲戒処分を受けたとき
- ④その他本奨学制度の学生としてふさわしくない行為があったとき

2. 前項により、決定を取り消された学生は、原則として、給付された奨学金・奨励金等の返還、また授業料等の減免を受けている場合は当該授業料等の納付を行わなければならない。また、学納金に関する便益の供与を受けている学生に対しては、当該便益の供与を中止する。

(優先適用)

第8条 この基本規程の定めと各細則の定めに齟齬があるときは、各細則の定めを優先する。

(規程の改廃)

第9条 この基本規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が定める。

別表

|    | 奨学制度名称                 |
|----|------------------------|
| 1  | 「井深 大」奨学金制度            |
| 2  | 特待生制度（1年次）             |
| 3  | 湘北スカラシップ制度             |
| 4  | 特待生制度（2年次）             |
| 5  | ソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅰ  |
| 6  | ソニーの寄付による国際理解教育奨学金制度Ⅱ  |
| 7  | みずき会の寄付による活動実績優秀者奨学金制度 |
| 8  | ワークスタディプログラム奨学制度       |
| 9  | 資格取得奨励制度               |
| 10 | 同窓生子女奨学金制度             |
| 11 | 特別貸与制度                 |

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2023年10月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。